

時事新報定價
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送
 送料廣告料ハ左ノ如シ
 ○一箇月前金五十五圓 ○三箇月前金一圓五十圓 ○六箇月前金三圓
 ○一箇年前金六圓
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
 月ニ六圓ノ送料ヲ申受ケ
 月曜日、大祭日、大祭日以外に休刊セズ其代價送送料ハ別ニ
 新聞の配達は一ヶ月金八圓なり但し郵便配達の方法は此外一紙に付一
 圓を申受ケ

時事新報

福澤一太郎 立案

心の保養
 一室に長く正坐すれば足と痺を生ずるのみならず假令
 へ平臥笑談するも朝より夕まで戶外に出てさる
 は難産なり左れば一日十里の遠足、随分疲るゝからん
 と雖も其疲勞の難産は一日閉居の難産と伯仲するも
 のと云て可なり蓋し人の筋肉は本来静止と運動との變
 化を要し又その静止運動の方法に就ても變化かざる可
 らず此變化を名けて身體の保養と云ふ
 筋の筋肉も亦同様の變化を要するものにして時に或は
 目を瞑らし口を失はして争論喧嘩するも保養なれば或
 は回也應答るが如く黙して動かざるも亦保養なり蓋太
 夫又泣き濡る笑ひ花を觀て樂しみ芝居を見物して喜
 ぶも皆是れ時取の保養と云ふはなし但し此類の
 筋肉の場合に於ては獨り筋肉のみ保養するは非ずして
 心も亦保養を要するが故に其大切なるは手足運動の
 比に非ざるふと知る可し左れば人生の要は能く静止
 し能く運動し能く笑ひ能く泣き能く喜び能く怒り能く
 哀しみ能く樂しませしむるに在り終身樂しまさる者は愚
 かり哀しまさる者は無情なり而して彼の怒るふとを知
 らざるが如きは己の位(マダノナリ)を忘れたる者と
 云ふ可きのみ

右は身體と心との間に在る保養の法されども尙や此外
 に總然たる心の保養あるもの有り抑も人の心は無爲
 安んずるを得ずして常に能く運動し、人間世界の苦樂
 を共にして之を干渉するの性質あるが如し而して其運
 動に至極面倒なるが如く亦至極面白がるが如く人々の天
 賦又習慣に従ひ如何様にも解釋を下たす可きものにして
 て若し之を面倒ありと思へば唯世の中の苦樂を餘處
 に見て無感なる可けれど之に反して人事を面白し
 として之を樂しむの境界に至るときは他人の觀て苦あ
 りと思ふ事柄も本人の爲めには樂事と爲り次第に
 深入りして運るを忘れ運には人事の局部に心身を奪
 はれて自ら煩悩と爲るもの多し例へば政治家が宿昔
 青雲の大志に風を激し身を盡して果ては失望と終るが
 如き運れも亦人事を面白しとして無感若く附
 するも心の保養されば之に就いて焦思盡身するも亦病
 氣あるが如く尙れよして保養の工夫あるを得ず頃日
 余が社會の團體會議に出席し、るとき其先生の言
 が風潮を起して天外に登り、

色を呈するもどあらん、夫れより球の兩軸も近き寒
 帯は氷のみよして銀器の運轉するが如くなる可し是
 れは肉眼の見所されども又船中兼て用意の望遠鏡
 と望遠器を取出し、下々の様子を見詰めて其物音を
 聴けば何う慈雨とて動く物の中に人間と申す動物
 あり此動物は至極蠢蠢しく又喧しき種族にして同類相
 互に勝つるを好み、物を授受しては多きを貪り、約
 束しては信を守らず、或は商賣の問答或は宗旨の正
 邪或は政黨の主義と云ふ喧嘩口論の絶間なき其混
 雜の様風船中の人はい且つ悲しみ且つ驚きて果ては
 思はず失笑するもどあらん古人の句云ふ何ぞ異ら
 ん諸天、下界を見れば一微塵塵雄を争ふとは正し
 く此有様に於て左れば今日の實際は何處の政談演説
 と云ふ何士人の政論と云ふも其場所に行き指の
 端を嘗めて障子の紙に穴を明け内の様子を見つて先
 生達が顔と青筋を出し口を泡沫を吹て辯論問答する
 を見たらば是亦失笑の外なる可し云々

右一席の談話は専ら政談論者の心の病を説きたるもの
 如くなれば世人の病は獨り政談のみ止まらず學
 者も僧侶も文人も武人も滔々たる天下我れ人共病人
 のみよして銘々の重なる所に偏して變化すると云
 くして益々重き容體に陥るとは誠氣の毒ある次第な
 らずや依て今も其病み疲れたる心の保養法如何を
 案するも余が見る所にては病心に轉地療法を勤めて旅
 行せしむるの一法あるのみ政談論者も終年政事のみを
 談する勿れ、商人も常々錢のみの語る勿れ、政談の心は
 時保養の爲め、商賣の區域に旅行し、錢を求るの心
 は暫く詩歌の邊に遊歩するが如き隨分一興として快樂
 少からず又或は前に記しある某先生の談の如く心を
 人事の外に於て非常なる旅行を企て大は虚空(スペース
 ス)の果てより小は原子(アトム)の間に至るまで縦横
 無盡に往來して理論と想像と暗合する邊を考ふるが如
 きは一入の保養なる可し火雲(チビラ)の古を想ひ、
 珊瑚の組織を察し、櫻花爛熳を觀て君が世の盛衰を
 説するも保養なれば江山流水を眺めて人生の無常を感
 ずるも亦保養なり世人既も病身なるが爲めに身と
 温泉場などへ運搬して保養する者あり然らば即ち何故
 病心なる者共が其心を粗略にして之を一室即ち一事
 の中に幽閉するや保養を怠る者と云ふ可し蓋し理學哲
 學詩歌文學等の用は此邊に在る存するものあり宇宙廣
 し何ぞ必ずしも此小地球の小國小政談を熱して心を傷
 んに足らんや何ぞ必ずしも畢生を算へて往生の用意
 するに及ばんや時々は心を政外鏡外に旅行せしめて轉
 地の保養然る可きなり但し人生の保養は保養なり義務
 は義務なり粗魯哲學(ワイルド・フィロソフィー)の論を
 以て人間世界の義務を蔑視するが如きは余が服せざる
 所よして此義務と保養との間に無限の變通あらんこと
 云ふ可しはけれ

○農商務省令第一號
 特許條例施行細則ヲ定ムルノ別冊ノ如シ
 明治廿二年一月四日 農商務大臣伯耆井上署
 農商務省令第一號別冊
 特許條例施行細則
 第一條 特許條例ニ依り差出ス願書ハ第一號ヨリ第八
 號ニ至ル書式ニ從ヒ之ヲ認メ同條例第三十條ノ手續料
 金額ニ相當スル登記印紙ヲ貼用スヘシ○第二條 明細

書ニハ明細書文例ニ準レテ請件ヲ記載スヘシ○一
 發明ノ名稱○二 發明ノ目的及性質ノ要領○三 圖面
 ルトキハ其略解○四 發明ノ詳細説明○五 改良發明ニ
 係ルトキハ其原發明ノ區別○六 特許請求ノ區域○
 第三條 圖面ニハ製圖例ニ準シテ特許請求ノ區域ヲ明瞭
 ナラシムルニ必要ナル發明ノ部分ヲ示シ改良發明ニ係
 ルトキハ更ニ原發明ノ改良發明ト結合スヘキ部分ヲ示
 スヘシ○第四條 特許願書及明細書圖面ト同時ニ差出
 シ難キトキハ願書ノモテ差出シ置キ明細書圖面ハ願書
 ノ日附ヨリ三十日以内ニ之ヲ差出スコトヲ得此期限内
 ニ差出サズルキハ願書無効トス○前項期限内ニ明細
 書圖面ヲ差出スルキハ何年何月何日附何發明ノ願書ニ添
 フヘキモノナルコトヲ記シタル書面ヲ添フヘシ○第五
 條 特許條例第八條ニ依り改良發明ノ特許ヲ願出ルト
 キハ願書ニ特許願主ノ承諾書若シ承諾書無キハ能ハサル
 トキハ其事由書ヲ添フヘシ○第六條 特許
 例第二十六條ニ依り特許願主ノ改訂願書ヲ願出ルトキハ
 由チ記載シタル願書ニ改訂明細書若クハ圖面ヲ添ヘ現
 特許願主ニ附屬ノ明細書圖面ト共ニ差出スヘシ○前項
 出願ノ特許願主ノ改訂願書ハ此細則第三十八條
 及第三十九條ノ手續ニ依り改訂特許證ヲ送附スヘシ○
 第七條 特許條例第二十七條ニ依り明細書ノ削除ヲ願
 出ルトキハ其願書ニ明細書ノ請求區域中削除スヘキ部
 分ヲ記載シタル書面ヲ添フヘシ○前項出願ノ特許願主
 ハ特許局長ハ其證明書ヲ出願人ニ送付スヘシ○第八條
 願書ニ不完全ノ處アリト認メタルトキハ特許局長ハ
 其訂正出願人ニ通知シ通知書ノ日附ヨリ三十日以内
 ニ之ヲ訂正セシムルヘシ○此期限内ニ訂正ヲ爲サズルトキ
 ハ出願無効トス○第九條 特許願書及明細書圖面ノ
 完備シタルトキハ特許局長ハ其願書ニ願出ルトキニ
 出願人ニ通知スヘシ○出願人前項ノ通知ヲ受ケタル後
 其出願ニ關シ書面ヲ差出スコトヲ願フハ願書ノ願出
 入スヘシ○第十條 特許願書ニ願出ルトキハ願書ノ願出
 特許局長ハ之ヲ主務審査部ニ配付スヘシ○審査部ニ於
 テハ發明ノ種類ニ從ヒ各審査官ノ擔當ヲ定メ置キ願書
 ノ願書ニ從ヒ其審査官ノ手ヲシテ願書ノ願出ルトキハ
 左ノ願書ニ從ヒ特許願書ニ先チ決定スルヘキモノ
 ノトス○一 特許條例第十二條ノ再審査請求ノ係ル特
 許願書○二 同條例第二十六條ノ改訂願書及第二十七
 條ノ削除願書○三 此細則第十二條ノ通知ニ依り明細
 書圖面ノ訂正ヲ終ルタル特許願書○第十二條 審査官
 於テ明細書圖面ノ不完全ノ處アリト認メタルトキハ
 特許局長ハ其旨ヲ出願人ニ通知シ通知書ノ日附ヨリ六
 十日以内ニ訂正書又ハ訂正圖面ヲ差出サシムルヘシ○此期
 限内ニ差出サズルトキハ願書無効トス○第十三條
 審査官ニ於テ發明ノ願書若クハ見本ヲ必要ト認メタル
 トキハ特許局長ハ其旨ヲ出願人ニ通知シ通知書ノ日附
 ヨリ九十日以内ニ適當ノ願書又ハ見本ヲ差出サシムルヘ
 シ○此期限内ニ差出サズルトキハ願書無効トス○第十
 四條 出願人其出願中ニ係ル願書明細書圖面又ハ見本
 見本等ニ過誤アルコトヲ發見シタルトキハ發明ノ要領
 ニ變更ヲ生ゼサルモノニ限リ其改訂又ハ改訂願書ヲ請求ス
 ルコトヲ得但し定書若クハ特許通知書ヲ發シタル後及
 審査中ニ係ルモノ、訂正又ハ改訂ハ特許局長ニ於テ必
 要ト認メタルモノ、外之ヲ許サス○第十五條 特許
 例第十三條ノ抵觸ハ左ノ場合ニ於テ特許請求區域ノ全
 部若クハ一部擅著スルキニ限リ生ズルモノトス○一 特
 許願主ノ願書及特許發明又ハ改訂願書ニ係ル發明互
 二箇以上ノ特許出願ノ發明互ニ抵觸スルモノトス○二 特
 許出願ノ發明及特許發明又ハ改訂願書ニ係ル發明互
 二抵觸スルモノトス○三 二箇以上ノ改訂願書ニ係ル發明互
 二抵觸スルモノトス○四 改訂願書ニ係ル發明及特許發明
 互ニ抵觸スルモノトス○第十六條 願書ノ處分ハ審査官
 於テ其願書ニ係ル發明ヲ特許スヘキモノト査定スル
 後之ニ着手スヘシ○第十七條 特許條例第十三條ノ始
 末書ニハ發明ノ考案及完成シタル年月日并ニ發明ノ
 面難形又ハ見本等ヲ作リタル年月日并ニ發明ノ考案
 面難形又ハ見本等ヲ作リタル年月日并ニ發明ノ考案
 面難形又ハ見本等ヲ作リタル年月日并ニ發明ノ考案
 面難形又ハ見本等ヲ作リタル年月日并ニ發明ノ考案

辨書ニ其事
 對手ノ一
 トハ必要ト
 爲スヘシ○
 アルコトヲ
 求スルコト
 局長ニ於テ
 第二十一條
 通知シ相當
 二十二條
 二條
 前二二三三
 前二其特許
 其發明ノ抵
 爲ス者アル
 人ニ通知ス
 タル者ハ其
 人ニ通知ス
 シテ再ハ抵
 審判ハ書
 リ審判長及
 一口頭審判
 ハ審判長ニ
 スヘシ○第
 點、理由及
 例第三十條
 差出スヘキ
 者アルトキ
 其請求書ヲ
 差出サシム
 手人ノ一方
 要ト認メタ
 ○第二十八
 其記載ノ事
 二十九條
 求書又ハ答
 正書ヲ添ヘ
 外其請求書
 不明瞭ノ處
 出八ニ通知
 ○第三十
 第三十二條
 答辯書并
 期限内ニ差
 出願セサル
 係人ト通知
 ○第三
 其書決書ヲ
 ハ尙ホ之ヲ
 請求シタル
 結前ニ其旨
 取消シ又ハ
 但書手人
 ○第三十七
 十五條ノ書
 日トス○此
 スルコトヲ
 許局長ハ特
 送附スヘキ
 特許料納付
 特許料納付
 特許料納付

熱海入浴中歲半始、缺禮ヲ謝ス
 赤坂新町五丁目番地 諫早 千吉郎
 生機事故故、
 付キ年賀ノ
 小生公務ヲ
 付新年賀ノ

謹賀新年 牛内漢、滋養師、志氣の友
 大勉強 不相變御愛顧
 下谷區上車坂町四十八番地

立一松學舎